

馬場講師オリジナルテキスト

● これ用一級実験

1 56. 関接侵害

事例A

甲は新規なエンジンAを備える自動車を開発し、特許請求の範囲が「エンジンAを備えた自動車」と記載された特許権にあける特許権者である。

その比類の明細書及び要件には、エンジンAを備える自動車について当業者がその実現をすることができる程度に明確かつ十分な記載がされ、かつ、課題である「燃費を向上させる」をエンジンAにより解決した旨が記載されている。

以降通常実施権者であった乙は、通常実施権者ではなくなり後は、エンジンAを備える自動車の製造、販売を企図した丙の求めに応じて、製造したエンジンAを甲ではなく丙へ販売している。丙は、乙から購入したエンジンAを用いてエンジンAを備えた自動車の製造、販売を行っている。

この場合、甲は乙による行為を差し止めることが可能か。

■ 案型文

1. 直接侵害（関係）

乙が製造販売するエンジンAは、甲の特許発明「エンジンAを備えた自動車」とは異なり、乙の当該行為は、直接侵害（66条）に該当しない。

2. 関接侵害（関係）

乙が当該特許発明に係る自動車の生産にのみ用いる際である場合は、乙の当該行為は、甲の特許権の関接侵害となる（101条1号）。

また、Aが生産該自動車の生産にのみ用いる物でない場合であっても、①当該自動車の作成に用いる際であり（同条2号）、②課題である燃費を向上させることができにより解決されたことから、当該課題の解決に不可欠なものであるといえ、「前段」ものであるため、日本国内において広く一般に丙へ供給しているもの（同条2号2項）とは考えられない。そして、③乙は、当該発明が特許発明であることを知つており、及び、丙の企圖を知つている以上、乙が当該発明の実施に用いられることを知つていればといえる（同号）。

よって、乙の当該行為は、間接侵害に該当する（同号）。

3. 請論

この行為は間接侵害に該当し、甲は乙による行為を差し止めることが可能である。

■ 問題文のヒント

のみ、特許発明と実施発明が異なる

■ 参考

過去問：88-2, 89-1-2

● 第9節 利用・抵触

2 299. 関接侵害

概要イメージ

直接侵害

特許権者 X → 特許権者 Y

間接侵害

特許権者 X → 特許権者 Y → 使用者 Z

条文 ■ 目次

特27条（他人の特許の実施権との関係）

特許権者、専用実施権者又は通常実施権者は、その特許発明がその特許権の日以前の公開に係る他の人の特許実施、登録実施若しくはこれに類似する意匠を利用するものであるとき、又はその特許権がその特許公開の日以前の公開に係る他の人の意匠権若しくは特許権を利用して実施することができない。

実行権（他人の特許の実施権との関係）

実用新案権者、専用実用新案権者又は通常実用新案権者は、その実用新案登録公開の日以前の公開に係る他の人の登録実用新案、特許実用新案若しくはこれに類似する意匠を利用するものであるとき、又はその実用新案権がその実用新案登録公開の日以前の公開に係る他の人の特許権、実用新案権若しくは登録実用新案の日以前に生じた他の人の登録権と抵触するときは、又としてその登録実用新案の実施をすることができない。

意匠権（他人の登録意匠権との関係）

1 実用意匠者、専用実用意匠者又は通常実用意匠者は、その登録意匠若しくはこれに類似する意匠、特許実用意匠若しくは登録実用新案を利用するものであるとき、又はその登録のうら登録意匠に係る部分がその登録意匠公開の日以前に生じた他の人の特許権、実用新案権若しくは登録実用新案の日以前に生じた他の人の著作権と抵触するときは、又としてその登録意匠の実施をすることができない。

2 登録意匠者、専用実用意匠者又は通常実用意匠者は、その登録意匠に類似する意匠がその意匠登録公開の日以前の公開に係る他の人の登録意匠若しくはこれに類似する意匠、特許実用意匠若しくは登録実用新案を利用するものであるとき、又はその意匠権のうち登録意匠に係る部分がその登録意匠公開の日以前に生じた他の人の著作権、特許権、実用新案権若しくは登録実用新案の日以前に生じた他の人の著作権と抵触するときは、又としてその意匠権に類似する意匠の実施をすることができない。

特29条（他人の特許権等との関係）

特許権者、専用実施権者又は通常実施権者は、既定商品又は既定役員についての登録意匠の使用がその意匠の登録によりその登録意匠公開の日以前に係る他の人の著作権、実用新案権若しくは意匠権又はその意匠登録公開の日以前に生じた他の人の著作権若しくは著作隣接権と抵触するときは、既定商品又は既定役員のうち抵触する部分についてその意匠により登録意匠の使用をすることができない。